

山口県報

平成 28 年
1 月 12 日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出（厚政課）……………一

○公告

平成二十七年年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（三件）（商政課）……………四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………七

土地改良区役員の届出（農村整備課）……………七

基本測量の実施の終了（監理課）……………八

建設業の許可の取消し（監理課）……………八

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築指導課）……………九

山口都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………九

山口都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………九

○雑報

県報の正誤（平成二十七年十二月八日山口県公告（三五八））……………九

山口県告示第四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 療 所 在 地 指定辞退年月日

中野医院 宇部市大字船木七〇二の一 平成二七、一一、三〇



(一)平成二十七年年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十七年十二月山口県議会定例会で議決された平成二十七年年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

平成27年度山口県一般会計補正予算（第3号）

平成27年度山口県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ404,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ709,530,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
9 国庫支出金		341,918	82,067,994	82,409,912
	2 国庫補助金	341,918	43,505,403	43,847,321
13 繰越金		62,361	521,059	583,420

8	山口県母子・父子権 セクターに係る指定 管理者の指定をする こと。	平成28年度から 平成32年度まで	471,429千円
9	山口県みほり学園に 係る指定管理者の指定 をする。	平成28年度から 平成32年度まで	979,933千円
10	山口県健康づくりセ ンターに係る指定管理 者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	125,153千円
11	山口県立きららら指定 自然観察公園に係る指 定管理者の指定をする こと。	平成28年度から 平成32年度まで	253,750千円
12	やまぐちトラニー ンダに係る指定管理 者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	525,039千円
13	山口県内海航運漁業 セクターに係る指定 管理者の指定をする こと。	平成28年度から 平成32年度まで	1,546,169千円
14	山口県国際総合セ ンターに係る指定管理 者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	1,099,811千円
15	山口県油谷青少年自 然の家に係る指定管理 者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	187,815千円
16	山口県秋吉台青年管 理者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	281,430千円
17	山口県十種ヶ峰青少 年自然の家に係る指 定管理者の指定をする こと。	平成28年度から 平成32年度まで	317,290千円
18	山口県由宇青少年自 然の家に係る指定管理 者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	414,342千円
19	山口県理蔵文化財セ ンターに係る指定管理 者の指定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	170,974千円

平成27年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

追加

事項	項 目	期 間	限 度	額
1	周南流域下水道に係 る指定管理者の指定を する。	平成28年度から 平成32年度まで	1,403,060千円	
2	田布施川流域下水道 に係る指定管理者の指 定をする。	平成28年度から 平成32年度まで	459,226千円	

(三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年一月十二日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ゆめタウン徳山
所在地 周南市青山町一六三六の二二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	株式会社イズミ	住 所	広島市東区二葉の里三丁目三番一号	代表者の氏名	山西 泰明
名 称	株式会社イズミ	住 所	広島市東区二葉の里三丁目三番一号	代表者の氏名	山西 泰明

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年八月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一四、六一一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
九〇〇台

(一) 駐輪場の収容台数

一三五台

(二) 荷さばき施設の面積

三一五平方メートル

(三) 廃棄物等の保管施設の容量

六四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社イズミ

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

五箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後六時まで

八 届出年月日

平成二十七年十二月二十四日

(四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年一月十二日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野食品株式会社	—

四 届出年月日

平成二十七年十二月十八日

五 変更年月日

平成二十二年九月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ファーマシーイレブ	株式会社ファーマシーイレブ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—
大規模小売店舗の名称	有限会社ハイワ薬局	有限会社ハイワ薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	大川 英明

四 届出年月日

平成二十七年十二月十八日

五 変更年月日

平成二十四年三月二十一日

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 マックスバリュ新田店 所在地 防府市大字新田一〇四七の二</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 代表者の氏名 加栗 章男</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 株式会社</p>		<p>変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 変更前 岩本 隆雄 変更後 加栗 章男</p>	
<p>四 届出年月日 平成二十七年十二月十八日 変更年月日 平成二十四年五月十五日</p>		<p>変更前 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一</p> <p>変更後 広島市南区段原南一丁目三番五二号</p>	

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 マックスバリュ南岩国店 所在地 岩国市尾津町一丁目一六番五号</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 代表者の氏名 加栗 章男</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 株式会社</p>		<p>変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p>	
<p>四 届出年月日 平成二十七年十二月十八日</p>		<p>変更後 有限会社フラワーチェーン・タナカ 防府市大字西浦三二四七 田中恵美子</p>	

五 変更年月日
平成二十七年七月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ南岩国店
所在地 岩国市尾津町一丁目一六番五号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一丁目三番五二号	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃

四 届出年月日
平成二十七年十二月十八日
変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ南岩国店
所在地 岩国市尾津町一丁目一六番五号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
---------	---------------------------	-------	-------

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩本 隆雄
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男

四 届出年月日
平成二十七年十二月十八日
変更年月日
平成二十五年五月二十二日

(六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年一月十二日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 浅江ショッピングセンター
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
株式会社ジューンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一丁目三番五二号	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃

四 届出年月日

五 変更年月日
平成二十七年十二月十八日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 浅江ショッピングセンター
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩本 隆雄		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男		
名称	マックスバリュ西日本株式会社		

四 届出年月日
平成二十七年十二月十八日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター
所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社 飯塚 正

三 変更に係る事項の概要
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社光ブラザー 有限会社シー・ワイ・コーポレーション	

四 届出年月日
平成二十七年十二月十八日
平成二十五年八月二十日

(七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年八月二十一日山口県公告(二四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十八年一月十二日から同年二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年一月十二日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン小郡
所在地 山口市小郡下郷三五二九の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。
平成二十八年一月十二日
山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員		二 退任した役員	
土地改良区の名称	理事の別氏名	土地改良区の名称	理事の別氏名
山口市阿知須土地改良区	理事 兼重 隆文	山口市阿知須土地改良区	理事の別氏名
	山口市阿知須一七二二		長尾 進
			松崎 宏紀
			兼重 隆文
			岡藤 峯雄
			松永 富雄
			大田 三郎
			伊藤 孝
			中尾 晴海
			師井 忠良
			久保田睦男
			藤村 嘉秀
			中村 優照
			監事
			藤村 嘉秀
			中村 優照

(九) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(地理識別子整備)

二 作業の地域

宇部市

三 作業の期間

平成二十七年八月二十四日から同年十二月二日まで

(一〇) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成二十八年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

平成二十七年十二月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 有限会社社谷口組

主たる営業所の所在地 下関市豊田町大字殿敷二九六七番地の二

代表者の氏名 泉田 秀晶

許可番号 山口県知事許可(般一七七)第七五七七号及び山口県知事許可(特一七七)第七五七七号

三 処分の内容

石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可及び土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十八年一月十二日発行

発行人

山口県知事

一四	ページ
下	段
表中	箇所
四番五七号	誤
四丁目五七番地	正